

議案第 85 号

南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 1 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘



南あわじ市条例第 号

南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例

南あわじ市公民館条例（平成 17 年南あわじ市条例第 82 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 神代地区公民館の部を次のように改める。

神代地区公民館	研修室 1	200	250
	研修室 2	200	250
	集会室	750	900

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の南あわじ市公民館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。



南あわじ市公民館条例新旧対照表

現 行				改 正 案				備 考
別表第1 略				別表第1 略				
別表第2 (第9条関係)				別表第2 (第9条関係)				
公民館名	施設名	使用料 (1時間当たり・円)		公民館名	施設名	使用料 (1時間当たり・円)		
		昼間	夜間			昼間	夜間	
		午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで			午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	
広田地区公民館～市地区公民館 略				広田地区公民館～市地区公民館 略				
神代地区公 民館	研修室	200	250	神代地区公 民館	研修室1	200	250	
	会議室(和)	100	150		研修室2	200	250	
	調理室	150	200		集会室	750	900	
	2階会議室(和)	450	550					
三原志知公民館～灘地区公民館 略 備考 略				三原志知公民館～灘地区公民館 略 備考 略				

